

平6・11・16法務省民二第7005号民事局長通達……………1184

平12・3・15法務省民二第600号民事局長通達……………1104

平12・3・23法務省民二第700号民事局長通達……………1111

平13・6・15法務省民一第1544号民事局長通達……………1116

平14・12・18法務省民一第2999号法務大臣訓令……………1163

平14・12・18法務省民一第3000号民事局長通達……………1169

平14・12・18法務省民一第3002号民事局長依命通達……………1163

平16・4・1法務省民一第850号民事局長通達……………1260

平16・4・1法務省民一第851号民事局民事第一課長依命通知……………1299

平16・4・1法務省民一第928号民事局長通達……………1125

平16・9・27法務省民一第2664号民事局長通達……………1186

平16・11・1法務省民一第3008号民事局長通達……………1186

平19・5・7法務省民一第1007号民事局長通達……………1189

平19・10・22法務省民一第2169号民事局民事第一課長通知……………1257

平20・4・7法務省民一第1000号民事局長通達……………1132

平20・4・7法務省民一第1001号民事局民事第一課長依命通知……………1157

平20・5・27法務省民一第1503号民事局長通達……………1161

平20・5・27法務省民一第1504号民事局長通達……………1161

○戸籍主要通達

〔総則〕

平和条約の発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理

(昭和二十七年四月十九日) 法務府民事第四三八号民事局長通達

近く平和条約(以下単に条約という。)の発効に伴い、国籍及び戸籍事務に関しては、左記によつて処理されることとなるので、これを御了知の上、その取扱に遺憾のないよう貴管下各支局及び市区町村に周知方取り計らわれたい。

第一 朝鮮及び台湾関係

(一) 朝鮮及び台湾は、条約の発効の日(編注昭和二十七年四月二八日)から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在任している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する。

(二) もと朝鮮人又は台湾人であつた者でも、条約の発効前に内地人との婚姻、縁組等の身分行為により内地の戸籍に入籍すべき事由の生じたものは、内地人であつて、条約発効後も何らの手続を要することなく、引き続き日本の国籍を保有する。

(三) もと内地人であつた者でも、条約の発効前に朝鮮人又は台湾人との婚姻、養子縁組等の身分行為により内地の戸籍から除籍せらるべき事由の生じたものは、朝鮮人又は台湾人であつて、条約発効とともに日本の国籍を喪失する。

(四) 条約発効後は、縁組、婚姻、離縁、離婚等の身分行為によつて直ちに内地人が内地戸籍から朝鮮若しくは台湾の戸籍に入り、又は朝鮮人及び台湾人が右の届出によつて直ちに内地の戸籍から内地戸籍に入ることができた従前の取扱は認められないこととなる。

(五) 条約発効後に、朝鮮人及び台湾人が日本の国籍を取得するには、一般の外国人と同様、もつぱら国籍法の規定による帰化の手続によることを要する。

なお、右帰化の場合、朝鮮人及び台湾人は、国籍法第五条第二号の「日本国民であつた者」及び第六条第四号の「日本の国籍を失つた者」に該当しない。

第一 樺太及び千島関係

樺太及び千島も、条約発効とともに日本国の領土から分離されることとなるが、これらの地域に本籍を有する者は条約の発効によつて日本の国籍を喪失しないことは勿論である。

ただこれらの者は、条約発効後は同地域が日本国の領土外となる結果本籍を有しない者となるので戸籍法による就籍の手続をする必要がある。

第三 北緯二十九度以南の南西諸島、小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥島関係

標記の諸島の地域に本籍を有する者は、条約の発効後も日本国籍を喪失するものではないこととはもとより、同地域に引き続き本籍を有することができる。

右諸島のうち、沖繩その他北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の戸籍事務は、条約発効後も従前通り福岡法務局の支局である沖繩奄美大島関係戸籍事務所を取り扱われ、また、小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥島に本籍を有する者の戸籍事務については、条約発効の日から東京法務局の出張所として小笠原関係戸籍事務所が設置され、同事務所において取り扱われることとなる(本月十四日附民事第四一六号本官通達参照)。